公 開 用

第2回 佐世保市福祉有償運送運営協議会 議事概要

開催日時 平成19年8月24日(金)14:00~15:35

出席委員 10名(ほか代理出席1名)

事務局 山下(保健福祉部)次長 兼福祉事務所長

松本(保健福祉部)次長 兼 総務企画課長

小濱(障害福祉課)課長、橋本(障害福祉課)課長補佐

林(長寿社会課)課長、川中(障害福祉課)主幹

堤(子育て家庭課)課長補佐、片山(総務企画課)企画係長

協議対象団体 NPO法人「ほほえみ佐世保」代表 (1名)

1. 開 会

2. 新任委員の紹介

3. 副会長の選出

【次のとおり決定した】

副会長 協議会の主宰者である佐世保市の職員 保健福祉部長

4. 会議の非公開

【次のとおり決定した】

会 議

今回の議事については、個人情報と思われる部分があり、公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれることも想定されるため、全会一致で非公開と決定した。

5. 議事

(1) 福祉有償運送の登録申請内容について

【事務局が、資料2「資料綴」P4、「道路運送法第79条の登録要件」「協議資料」をもとに 説明】

≪質疑応答≫

(A委員) ① 輸送の際に、外からわかるようなマーク (表示) はあるのか。

② 法人の定款では、輸送対象者は「内部障がい者及び難病患者」となっているが、今回の申請では、人工透析患者だけにしていただきたい。

難病患者にまで対象を拡大する場合は、再度、運営協議会を開いていただきたい。

- ③ 介護保険事業者やNPO法人から、福祉有償運送に関する問い合わせはないか。
- ④ 運輸支局に対する輸送実績報告はなされるのか。その閲覧ができないとチェックができない。

- ⑤ 登録患者、運転者、病院、車両等に変更があった場合は、必ず届け出をしていただきたい。
- ⑥ 運営協議会は、運営開始以降も継続していただきたい。運営開始とともに解散と なれば、その後、問題が起きたときに非常に困ったことになる。
- (事務局) ① 道路運送法施行規則で、福祉有償運送を行なう際には、使用車両の両側面に「団体の名称」「福祉有償運送」「登録番号」を見やすく表示しなければならないと規定されている。
 - ② 運営協議会に諮る必要のない「軽微な事項の変更」として規定されている事項以外は、すべて運営協議会を開いて合意を得なければならない。御質問のように、対象者が増える場合は、運営協議会の合意が必要になる。
 - ③ 7月ごろ訪問介護事業者から問い合わせがあり、事務局が説明したが、「申請手続きの煩雑さや難しさ、登録後の苦情対応や報告義務など、考えていた以上に手間がかかるようなので、検討したい」という話があった。第2回協議会の日程が決まって連絡したが、「まだ検討中」という回答があり躊躇されている様子であった。
 - ④ 運輸支局に確認したところ、「輸送実績は年度末に1回報告することになっている。 情報開示について、事業所全体を取りまとめた統計数字は閲覧できるが、事業者ご との実績報告書は公開していない」という回答があった。
 - ⑤ 軽微な事項以外については、運営協議会の合意が必要なので、運営協議会を開催することになる。
 - ⑥ 協議会の役割として「地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な助言・指導を行なうよう努める」というものがある。これを踏まえ、委員の任期は、協議に要する期間と新規登録の有効期間である2年間を想定して、平成21年9月30日までとしている。

有効期間終了後は、更新登録を受ける必要があるため、改めて運営協議会での合意が必要となる。継続の場合の有効期間は3年であるが、協議会には新規の2年間と同様に助言・指導という役割があるので、協議会も継続していくことになる。

今回、「ほほえみ佐世保」が登録を受けることになると、新たな協議会のメンバーとなる。

- (団 **体**) ① 団体の福祉車両には財団法人のマークを、ボランティアの車には大きな車椅子マークを貼っている。
 - ④ 「ほほえみ佐世保」では、資料を開示する用意はある。
 - ⑤ その都度必ず届け出ることにしている。
- (B委員) ②に関連して、「運送しようとする旅客の範囲」も軽微な事項となっているが、旅客の範囲を広げることは、軽微な事項には当たらないのか。
- (事務局) ここでいう「旅客の範囲」は、人数が増えるということではなく、対象となる方の態様が変わるという意味である。旅客名簿が変わるような新たな対象者の増は、 軽微な変更には当たらない。

- (C委員) ① 道路運送法施行規則第51条の18では「病気、疲労、飲酒していないか等の安全確認を対面で行なう」ことになっているが、「ほほえみ佐世保」さんは電話確認という説明があった。電話で飲酒についての確認ができるのか懸念される。
 - ② 運転管理責任者については、申請書に在籍証明書のみが添付されている。県の協会を通じて運輸支局に確認してもらったところ、運転管理者の資格か安全運転管理責任者の資格のいずれかが必要と聞いている。
 - ③ 車両保険については、宣誓書のみが添付してあるが、実際の保険証の写しはどう なっているのか。申請する場合に、保険証の写しは添付するのか。
- (団 体) ① ボランティアに、その都度、自宅から事務所に来てもらうのは難しく、信用が第一である。月に2~3回は事務所に来てもらって状態の確認を行なっているが、いままで飲酒はない。疲労については、前もって電話してもらうようにしており、できそうにないときは送迎を休ませている。無理に動いてもらうことはしていない。
- (事務局)② 我々が長崎運輸支局に確認したところ「自動車運送事業等の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務経験を有して、運行管理責任者の受験資格を持っている方であればいい」、証明については「資格証明でなく、在職証明でいい」という回答を得ている。(※ 参照)
 - ③ 申請書類としては、全車両ごとの写しをいただいている。個人情報の関係から協議会には宣誓書のみを提出しているが、保険証の中身については、すべて事務局で確認をしている。
 - ※ ②については、長崎運輸支局からの回答に両者で食い違いがあったため、双方が同支局 に確認し、その結果を踏まえて、事務局が、登録要件に合致した添付資料を取りまとめ ることで了承された。
 - ※ 平成19年8月27日付で長崎運輸支局に確認をした結果は下記のとおり。

≪長崎運輸支局 輸送部門による回答≫

施行規則第51条の17第2項では、運行管理資格保持者(A)と運行管理1年以上の実務経験者(B)、安全運転管理者(C)、同等以上の能力を有すると認める者(D)が併記され、そのいずれでもよいと規定されている。

お尋ねの「ほほえみ佐世保」は(B)に該当するので、<u>申請書に添付する書類は「運</u> 転管理者としての在職証明」でよいことになる。

- ※ 翌28日には、C委員から「同趣旨の回答を得た」という報告があり、共通認識を得る ことができた。
- (2) 福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価について 【団体の代表が、「協議資料」P30~39をもとに説明】

≪意見、提案≫

(C委員) 料金については、同様な運行をしている長崎市や諫早市の団体とほぼ同じ金額であり、この料金であれば、何も異存はない。

- (**D委員**) 飲酒の確認については、利用者から事務所に通告するシステムがあればいいと思う。
- (A委員) タクシーでは、点呼の際に機械で測定し指導しており、さらに、運転手同士やお客 に対して、問題があれば会社に報告してもらうようお願いしている。
- (**E委員**) 飲酒の確認については、簡易型のアルコール検知器を、運転者1人に1台貸与してはどうか。
- (事務局) 運営協議会の役割として、福祉有償を行なう者に対して助言・指導を行なうことができるので、協議会の総意ということであれば、「ほほえみ佐世保」に対して、文書なり何らかの形で提案したい。(※ 参照)

また、主宰者である佐世保市の役割として、自家用有償旅客運送に係る相談、違反 時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連 絡窓口を整備することになっているので、福祉有償運送に係る相談または通報窓口を 総務企画課に設置し、ホームページ等で広報したい。

※ 平成19年8月30日付で、NPO法人「ほほえみ佐世保」に交付した合意文書の抜粋

(4) その他特記事項

福祉有償運送の運営に当たっては、その趣旨に則り、市民に対して安全・安心なサービスを適正に提供するよう努めるとともに、特に「飲酒運転防止」については、例えば、利用者からの報告に基づくチェック体制の確立や、アルコール検知器の運転者への配置など、安全確保のための十分な対応・措置を図ること。

(3) 採決

【次のとおり決定した】

全会一致 NPO法人「ほほえみ佐世保」が行なう福祉有償運送について合意する。

(4) 今後のスケジュールについて

- ① 運営協議会の主宰者である佐世保市長名で、申請者であるNPO法人「ほほえみ佐世保」に対して、運営協議会において協議が調ったことを証する書類(様式第3号)を交付する。
- ② 今後のスケジュールとして、新たな案件が出てきた場合、福祉有償運送に係る重大な事故があった場合、同法人が申請された内容に違反等がなければ、2年後の更新時期まで運営協議会の開催はない。
- (5) 議題4 その他 ≪質問、意見なし≫

6. 閉 会

(以 上)